

岸和田市スポーツ振興審議会 会議録

日 時	平成 23 年 7 月 13 日（水）午後 3 時～ 4 時 30 分
場 所	岸和田市総合体育館 2 階会議室
出席委員	室田委員、斉喜委員、宮本委員、藤田委員、栗本委員、 芦田委員、中嶋委員、徳久委員、藤浪委員、川崎委員、 中村委員、木岡委員、 以上 12 名
欠席委員	山口委員、森田委員、河合委員
会議の成立	委員の出席が過半数以上のため、スポーツ振興審議会条例第 6 条 2 に より会議が成立
会議録承認者	室田委員、宮本委員
事務局出席者	植原生涯学習部長 スポーツ振興課：元廣課長、坂田参事、吉田主査、頓花主査
傍 聴 者	なし
次 第	1. 開会 2. 委員の委嘱 3. 生涯学習部長のあいさつ 4. 出席者の自己紹介 5. 議事 (1) 委員長、副委員長の選出について (2) 平成 23 年度スポーツ振興事業について ・ 当審議会が調査、審議及び建議してきた事項（経過報告） ・ 平成 22 年度社会体育の現状（実績報告） (3) その他（報告事項） ・ スポーツ基本法の交付について 6. 閉会
	資料 1 平成 23 年度 スポーツ振興事業総括歳出予算 資料 2 平成 23 年度 岸和田市スポーツ振興事業補助金 資料 3 平成 23 年度 スポーツ振興主要事業一覧表 資料 4 岸和田市スポーツ振興審議会条例 資料 5 平成 22 年度岸和田市の社会体育の現状 資料 6 岸和田市におけるスポーツ振興方策について（答申） 資料 7 スポーツ基本法の条文

議 事 内 容

(1) 委員長、副委員長の選出について

まず、委員の中から議事を進行する「座長」を選出し、「座長」から3名の「選考委員」を指名し、「委員長」、「副委員長」を協議選考した。

その結果、委員長を「室田委員」に、副委員長を「宮本委員」にお願いすることで、委員全員の承認を得る。

(2) 平成 23 年度スポーツ振興事業について

「平成 23 年度 スポーツ振興事業について」の説明の前に、当「審議会」の今までの経緯・経過及び平成 22 年度の実績報告として、「平成 22 年度 社会体育の現状」を事務局から説明。

続いて、「平成 23 年度 スポーツ振興事業」について、資料1・2・3により事務局から説明。

特に、「スポーツ振興事業補助金」について、平成 23 年度も「スポーツ振興事業」を実施する団体（岸和田市体育協会・岸和田市体育指導委員協議会・岸和田市スポーツ少年団）に対し、「補助金」を交付することの承認を得る。

◆委員長： ただいま事務局から、「当審議会の経過」、「平成 22 年度の実績報告」及び「平成 23 年度 スポーツ振興事業」についての説明がありましたが、ご質問・ご意見はございませんか。 今すぐご意見がなくても、あらためて事務局へご意見を寄せていただいても今後の検討課題になろうかと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、特に資料2の「スポーツ振興事業補助金」の件についてですが、スポーツ振興法第 23 条に「地方公共団体がスポーツ振興のための事業を行う団体に対し補助金を交付しようとする場合には、教育委員会がスポーツ振興審議会等の意見を聴かなくてはならない」と規定されています。 平成 23 年度も記載の 3 団体に対し、補助金を交付することとしてご異議ございませんか。

◆全委員： 異議なし。

(3) その他、事務局からの報告事項

「スポーツ基本法の交付について」を報告説明。

◇事務局： すでにご存知の委員さんもいらっしゃると思いますが、平成 23 年 6 月 24 日付、第 177 回国会（常会）において『スポーツ基本法』が成立し、平成 23 年法律第 78 号として交付された旨、文部科学省から通知がありました。

この法律は、スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）を 50 年ぶりに全部改正し、スポーツに関する基本理念を定め、並びに国・地方公共団体の責務及びスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツ施策の基本となる事項を定めるものであり、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされています。

スポーツを振興する本課といたしましては、国や府がこの新しい法律により、その基本理念の実現を図るため、具体的な施策とその実施に向け、市町村に対して

色々と力を注いでくれることを大いに期待しているところです。

また、『スポーツ基本法』の中で「スポーツ振興審議会」が「スポーツ推進審議会」に、「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」に名称変更されることに伴い、関連の条例・規則等を改正する必要があります。

その他、この法律の施行に当たっては、留意すべき事項がまだまだたくさん出てくると予想されます。委員の皆さんには、次回の審議会で報告、もしくは審議していただくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

◆委員長： 只今事務局より「スポーツ基本法の交付について」の説明がありました。50年ぶりに法律が変わったということで、法律の中身は難しいものもありますが、「振興」という言葉が「推進」に変わっている、その意味・意義はどういうことなのでしょう。

◇事務局： 今回の法律改正は、文部科学省からではなく議員立法であり、スポーツ立国を目指すということで、国が地方自治体へも色々とスポーツ振興のための支援策を考えてくれるのではないかと期待しています。逆にスポーツ関係団体の名称等が変わるということで、事務的に変更しなければならない部分がかなりございます。

◆委員長： 以前から「スポーツ省」あるいは「スポーツ庁」の設置が話題になった時期もありましたが、今回、スポーツに関する基本の法律が50年ぶりに改正されたということは、スポーツ全体のレベルアップ、その一環として前向きに捉えたいと思います。

◆委員長： これで本日の案件はすべて終了しましたが、この機会に、何かご意見・ご質問がございましたら、ご遠慮なく発言願います。

◆委員： 6月24日付で『スポーツ基本法』が交付されたということですが、市の条例としてはまだ措置はされていないのですか。

◇事務局： 条例改正は議会での議決が必要です。「スポーツ審議会条例」につきましては、『スポーツ基本法』が施行された後、速やかに「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に名称変更する等の条例改正を行う予定です。

「体育指導委員」の関係では、名称が「スポーツ推進委員」に変わることに伴い、「体育指導委員に関する規則」の改正が必要であり、来年度の委員改選までに教育委員会に諮りたいと考えています。

◆委員： 「体育指導委員」の名称が変わるということですが、「体指」という呼び方で親しまれてきた中において、今後どう呼ぶのかという質問を「体指」の仲間から受けています。規則等が改正されてから、それに付随して変更していくということでしょうか。

◇事務局： はい。 そのようになると思います。

◆委員長： 他に、ご質問等がないようですので、これをもちまして本日の「スポーツ振興審議会」を閉会いたします。ありがとうございました。

◇事務局： 委員の皆さん、長時間のご審議ありがとうございました。

以上